

第三期特定健康診査等実施計画

関西電力健康保険組合

最終更新日：令和2年10月30日

特定健康診査等実施計画（平成30年度～令和5年度）

背景・現状・基本的な考え方		
No.1	被保険者の特定健診受診率は、健保連平均と同等の水準にあるものの、「未受診」となっている者が一定数（1割前後）存在しており、それらの者に対する、適切な保健事業が実施されていない可能性がある。	➔ 事業主と連携して未受診者の状況（未受診・報告もれ・データ欠落など）を確認する。
No.2	被扶養者の特定健診受診率は、健保連平均と同等の水準にあるものの、被保険者に比べて受診率が極めて低い。未受診者に対し、適切な保健事業が実施されていない可能性がある。	➔ 市町村等で受診済みの被扶養者の健診結果等を回収するしくみを検討する。
No.3	特定健診の結果通知を、興味を引く内容にする必要がある。	➔ 定期的な特定健診結果通知を継続するとともに、経年比較を掲載する等、視覚的に訴える内容となるよう検討を進める。
No.4	被保険者・被扶養者の年間医療費（外来）は、50歳以降、急激に増加する傾向がある。 生活習慣病の発症レベルの者が全体の4割弱を占めており、増加傾向にある。 脳・心臓疾患に係わる突然死リスク（死亡率3%以上）は、40歳以上の健診結果がある者の1割弱を占めている。	➔ 現状の特定保健指導を継続・強化し、本人の健康管理・健康意識を向上させる。
No.5	被保険者および被扶養者の年間医療費の内訳では、調剤が全体の2割強を占めている。 ジェネリックへの切替による調剤費の削減余地が、約246百万円ある。	➔ ジェネリックへの切替案内を継続・拡大することで、後発薬の利用を促す。
No.6	被扶養者の年間医療費（外来）について、20歳未満の層で健保連平均を上回っており、年間医療費（調剤）については、20歳未満において高い状況にあり、70～74歳の層は健保連平均との乖離が大きい（上回っている）。 被扶養者（子ども）の年間医療費は、季節性疾患が目立ち、医療費単価、加算受診が高く、被扶養者の一人当たり医療費・罹患率（率）は、幼少期が極めて高い。	➔ 電話健康相談制度の周知を図ることにより、不要不急の受療回避と、適切な受療を促すとともに、家庭での予防対策の推進を図る。
No.7	接骨院・整骨院の受診者の中に、一定数の重複・頻回受診が発生している。	➔ 接骨院・整骨院の重複・頻回受診者に対して、診療内容の確認や、指導・助言を行う。
No.8	個人の性別、年齢、健診（問診）結果に基づく「個々人に最適化された」情報やニュース提供、健康状態改善に向けた行動変容の支援ができていない。	➔ ICTを活用した情報提供ツールを、導入の可否を含め検討し、個人の健康意識向上を促す。
No.9	特定保健指導だけでは、非肥満層の生活習慣病リスク保有者に健保の保健介入ができていない。	➔ 現状の非肥満者に対する保健指導を継続し、本人の健康管理・健康意識を向上させる。
No.10	生活習慣病の発症レベルの者が全体の4割弱を占めており、その中でも受診歴のない者が多い。 非肥満層のうち、1項目のみのリスク保有者に対し、健保の保健介入ができていない。	➔ 受診歴のない生活習慣病リスク保有者に対し、早期受療や適切な受療を促す。
No.11	被保険者の39歳以下の層について、健保の健康介入ができていない。 現状、事業主からのデータ提供はなく、どのくらいの者がどのようなリスクを保有しているのか把握できていない。	➔ 39歳以下の被保険者の生活習慣病保有リスクを把握し、必要な保健事業を検討する。
No.12	被扶養者の一人当たり医療費（外来・調剤）について、65歳以上は極めて高く推移しており、70～74歳の層では健保連平均を上回っている。 一定数の重複・頻回受診が発生しており、被扶養者の該当率が高い。	➔ 前期高齢者に対して、現状の電話保健指導を継続・強化し、本人の健康管理・健康意識を向上させる。
No.13	被保険者および被扶養者の年間医療費の疾病内訳では、新生物が全体の1割強を占めている。 新生物の医療費は、女性の医療費に占める割合が最も大きく、男性についても一定の割合を占めている。 新生物の疾患部位について、男性は偏りは見られないものの、女性については女性特有のがん（乳房・子宮）の比率が突出しており、全体の4割強を占めている。 現状の婦人科健診補助制度の補助対象外（29歳以下）にも、罹患者が多数存在しており、その疾患部位は女性特有のがんで、全体の3割弱を占めている。	➔ 新生物の早期発見・治療を目的に、各種健診事業を継続し、周知するとともに、女性特有のがんに対する補助については、適用条件の拡大を検討する。
No.14	喫煙をやめたケース（何らかの疾病により禁煙したと考察）において一人当たり医療費が高く、喫煙が医療費に与える影響は大きい。	➔ 喫煙による各種疾病への影響を周知するとともに、禁煙サポート事業の周知を図る。
No.15	被保険者および被扶養者の年間医療費の内訳では、歯科が全体の1割強を占めており、一人当たり医療費は、健保連平均より高くなっている。	➔ 歯周病がもたらす各種疾患への関連性等、口腔ケアの重要性を周知するとともに、無料歯科健診事業の周知を図る。
No.16	被保険者および被扶養者の年間医療費の疾病内訳では、精神疾患が全体の3%程度を占めている。 被保険者のメンタル有病率は6.3%となっている。	➔ 健保によるメンタルヘルスサポート窓口を継続して設置するとともに、メンタルヘルスケア事業の周知を図る。
No.17	「運動習慣あり」の割合が、健保連平均より高いものの、8割弱の者は運動習慣がない。	➔ 運動による健康増進効果を周知するとともに、スポーツクラブ補助事業の周知を図る。
No.18	従業員の健康管理・健康づくりの推進や、保健事業利用の促進については、事業主と健保組合の相互連携が不可欠である。	➔ 保健指導時の業務配慮依頼の継続と、特定健診や人間ドック受診等、事業主と連携した連携活動を継続する。
No.19	医療費の適正化には、被扶養者を含め、自身の医療費（調剤費）を確認させ、行動変容に繋げるきっかけが必要である。	➔ 医療費の通知を定期的実施する。

No.20	保有リスクの有無に係わらず、自身の健康状況を把握する機会が少ない。	➔	-
No.21	被保険者および被扶養者の年間医療費の疾病内訳では、精神疾患が全体の3%程度を占めている。 被保険者のメンタル有病率は6.3%となっている。	➔	-
No.22	被保険者および被扶養者の年間医療費の内訳では、調剤が全体の2割強を占めている。自身での予防が可能な疾病である「季節性疾患」が1割強を占めている。	➔	セルフメディケーションによる健康管理の一環として、常備薬の斡旋事業の周知を図る。
No.23	一定数、がん罹患する者がいることから、被保険者のがんに対する知識向上が必要である。	➔	がんに正しく備えるために、適切な知識の付与を行う
No.24	健康に関する情報や、健診受診誘因をはじめとする各種保健事業について、より多くの加入者に周知し、健康意識の向上や、事業の利用促進を図る必要がある。	➔	健保が保有する媒体を利用して、タイムリーな情報提供を行う。

基本的な考え方（任意）

●第二期特定健康診査等実施計画の振り返りと第三期の方向性●

当健康保険組合の特定健康診査の対象者数は、42,000人（2013年；H25年）から46,000人（2017年；H29年）と推移し、今後も増加していく傾向にある。

このような状況下で、特定健康診査受診率は概ね70%を維持してきた。

被保険者と被扶養者別の内訳は、2017年（H29年）見込み実績で、それぞれ91%、46%となっており、引き続き、受診率の維持・向上を図ることとした。

また、特定保健指導の対象となる者は、特定健診受診者全体の約13%を占め、保健指導の実施（終了）率は、2017年（H29年）見込み実績で、58%となっている。

特定保健指導の対象となる者の減少を図るため、関連する各種保健事業を継続しつつ、保健指導の対象となった者には確実に指導に参加させるべく、初回面接に注力する等、さらなる保健指導実施（終了）率の向上も目指したい。

以上を踏まえ、後述する計画により、2018年（H30年）～2023年（H35年）の各年度目標を達成しつつ、加入者のさらなる健康増進を図るものとし、基本的には、「内臓脂肪型に起因する糖尿病、高血圧、脂質異常症は予防が可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることで、重症化を予防することが可能」との、日本内科学会等内科系8学会が示したメタボリックシンドロームの疾患概念を引き続き踏襲し、健診受診者の生活習慣病の改善に向けての動機付けができるように、関連する各種保健事業を継続、展開するものとする。

【特定健康診査】

①被保険者・・・基本的には事業主が実施する定期健康診断の結果データを事業主より受領するものとし、当健康保険組合編入会社以外への出向や派遣等で自社を離れている被保険者に対しては、出向先等で受診した定期健康診断の結果の提供依頼や、当健康保険組合が契約する機関における人間ドック事業など、受診ができる環境を引き続き提供提供する。

②被扶養者・・・特定健診受診券を自宅に直送するとともに、当健康保険組合が契約する機関における人間ドック事業や、婦人科健診事業における特定健診の併用受診など、受診ができる環境を引き続き提供し、積極的な受診活動を実施する。

【特定保健指導】

当健康保険組合が契約する委託先保健指導実施機関において実施する。

特定健診・特定保健指導の事業計画

1 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.1



事業の概要

対象 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者

方法 一般被保険者について、4月末時点の未受診（受診の未確認）者をリストアップし、事業主と突合させることで、事業主から健保への未報告をなくす。

体制 一般被保険者は事業主定期健診で代替。
任意継続被保険者は受診券（1回/年の自宅配送）による健診受診。

事業目標

不調の早期発見を目的とした健診受診率を向上させる。

評価指標	アウトカム指標						
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
受診率	95%	96%	97%	98%	99%	100%	
評価指標	アウトプット指標						
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
未受診者データの提出督促（突合作業）実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
被保険者について、現役は事業主と共同で定期健診と合わせて特定健診を実施。任継は受診券を自宅宛に送付・案内し、特定健診を実施。受診率を向上させる。	被保険者について、現役は事業主と共同で定期健診と合わせて特定健診を実施。任継は受診券を自宅宛に送付・案内し、特定健診を実施。受診率を向上させる。	被保険者について、現役は事業主と共同で定期健診と合わせて特定健診を実施。任継は受診券を自宅宛に送付・案内し、特定健診を実施。受診率を向上させる。
R3年度	R4年度	R5年度
被保険者について、現役は事業主と共同で定期健診と合わせて特定健診を実施。任継は受診券を自宅宛に送付・案内し、特定健診を実施。受診率を向上させる。	被保険者について、現役は事業主と共同で定期健診と合わせて特定健診を実施。任継は受診券を自宅宛に送付・案内し、特定健診を実施。受診率を向上させる。	被保険者について、現役は事業主と共同で定期健診と合わせて特定健診を実施。任継は受診券を自宅宛に送付・案内し、特定健診を実施。受診率を向上させる。

2 事業名

特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号

No.2



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者
方法	詳細な健診を望む場合にはドックの受診で代替することも可とし、利便性を高める。居住自治体やパート先等で受診済みの場合、受診結果の提出を促すため、提出者にはQuoカードを進呈する。受診案内を年間を通じて実施し、受診（提出）漏れを防ぐ。
体制	機関誌（四半期ごと）を通じて案内。受診券は自宅送付。

事業目標

不調の早期発見を目的とした健診受診率を向上させる。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	受診率	45%	50%	55%	60%	65%	70%
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	案内実施回数	4回	4回	4回	4回	4回	4回

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
被扶養者について、自宅宛に受診券を送付・案内し、特定健診の受診を促す。他で受診した加入者については受診結果の提出を促す。	被扶養者について、自宅宛に受診券を送付・案内し、特定健診の受診を促す。他で受診した加入者については受診結果の提出を促す。	被扶養者について、自宅宛に受診券を送付・案内し、特定健診の受診を促す。他で受診した加入者については受診結果の提出を促す。
R3年度	R4年度	R5年度
被扶養者について、自宅宛に受診券を送付・案内し、特定健診の受診を促す。他で受診した加入者については受診結果の提出を促す。	被扶養者について、自宅宛に受診券を送付・案内し、特定健診の受診を促す。他で受診した加入者については受診結果の提出を促す。	被扶養者について、自宅宛に受診券を送付・案内し、特定健診の受診を促す。他で受診した加入者については受診結果の提出を促す。

3 事業名

特定保健指導

対応する健康課題番号

No.4



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者
方法	被保険者の対象者については事業主と共有（一部を除く）し、事業主から指導参加を強く促すことで、参加を促進させる。就業時間中の実施を可とするともに、遠隔地や面談調整が難しい該当者の利便性向上のため、スマホ等のデバイスを活用した遠隔指導を導入し、利便性の向上を図る。
体制	事業主と連携して実施できる体制（対象者への通知、就業中の参加）を構築。被扶養者については健診結果と併せて該当者へ事業を案内。実施は外部事業者へ委託。

事業目標

メタゴ該当者を減少させる。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	保健指導該当率	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%	13.7%
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	実施率	55%	55%	55%	55%	55%	55%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
外部事業者へ委託し、特定保健指導を実施することで、指導該当者の減少を目指す。	外部事業者へ委託し、特定保健指導を実施することで、指導該当者の減少を目指す。	外部事業者へ委託し、特定保健指導を実施することで、指導該当者の減少を目指す。
R3年度	R4年度	R5年度
外部事業者へ委託し、特定保健指導を実施することで、指導該当者の減少を目指す。	外部事業者へ委託し、特定保健指導を実施することで、指導該当者の減少を目指す。	外部事業者へ委託し、特定保健指導を実施することで、指導該当者の減少を目指す。

4 事業名

健診結果通知（特定健康診査）

対応する健康課題番号

No.3



事業の概要

対象	対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：加入者全員
方法	-
体制	-

事業目標

定期的な健診結果の通知により、本人の健康管理・健康意識を向上させる。							
評価指標	アウトカム指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	設定しない (アウトカムは設定されていません)						
	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
	受診者への通知実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%

実施計画

H30年度	R1年度	R2年度
定期的な健診結果の通知により、本人の健康管理・健康意識の向上を図る。	定期的な健診結果の通知により、本人の健康管理・健康意識の向上を図る。	定期的な健診結果の通知により、本人の健康管理・健康意識の向上を図る。
R3年度	R4年度	R5年度
定期的な健診結果の通知により、本人の健康管理・健康意識の向上を図る。	定期的な健診結果の通知により、本人の健康管理・健康意識の向上を図る。	定期的な健診結果の通知により、本人の健康管理・健康意識の向上を図る。

達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数								
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
特定健康診査実施率	計画値 ※1	全体	37,615 / 48,590 = 77.4 %	39,840 / 48,615 = 82.0 %	41,018 / 49,777 = 82.4 %	43,093 / 50,800 = 84.8 %	44,917 / 51,499 = 87.2 %	46,939 / 52,154 = 90.0 %
		被保険者	29,926 / 31,502 = 95.0 %	31,374 / 32,682 = 96.0 %	31,505 / 32,480 = 97.0 %	32,530 / 33,194 = 98.0 %	33,321 / 33,658 = 99.0 %	34,132 / 34,132 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	7,689 / 17,088 = 45.0 %	8,466 / 16,933 = 50.0 %	9,513 / 17,297 = 55.0 %	10,563 / 17,606 = 60.0 %	11,596 / 17,841 = 65.0 %	12,807 / 18,022 = 71.1 %
	実績値 ※1	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被保険者	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
特定保健指導実施率	計画値 ※2	全体	3,585 / 6,518 = 55.0 %	3,587 / 6,522 = 55.0 %	3,673 / 6,678 = 55.0 %	3,748 / 6,815 = 55.0 %	3,800 / 6,909 = 55.0 %	3,848 / 6,996 = 55.0 %
		動機付け支援	1,621 / 2,948 = 55.0 %	1,622 / 2,949 = 55.0 %	1,661 / 3,020 = 55.0 %	1,695 / 3,082 = 55.0 %	1,718 / 3,124 = 55.0 %	1,740 / 3,164 = 55.0 %
		積極的支援	1,964 / 3,570 = 55.0 %	1,965 / 3,572 = 55.0 %	2,012 / 3,658 = 55.0 %	2,053 / 3,733 = 55.0 %	2,081 / 3,784 = 55.0 %	2,108 / 3,832 = 55.0 %
	実績値 ※2	全体	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		動機付け支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		積極的支援	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %

※1) 特定健康診査の（実施者数）／（対象者数）

※2) 特定保健指導の（実施者数）／（対象者数）

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方（任意）
-

特定健康診査等の実施方法（任意）
-

個人情報の保護
「関西電力健康保険組合個人情報保護管理規程」を遵守する。
・当健康保険組合および委託された健診・保健指導実施機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らすことがないよう、徹底管理する。
・当健康保険組合のデータ管理責任者は「常務理事」とし、データの利用者については限定する。
・個人情報を用いた各事業を外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書等に明記する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知
本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律 第19条 第3項」に基づき、当健康保険組合の機関誌「すこやか」や、ホームページ「かんでんけんぼ すこやかWeb」を通じて公表・周知する。

その他（特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等）
本計画は、実績評価を定期的に行い、必要がある場合は適宜見直しを図る。
【更新履歴】
・令和2年10月：令和5年度の特定健康診査達成目標を変更（国が定めている基本指針の目標値を満たす目標に変更）